

様式第2号（第5条関係）

平川市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

平川市長



平川市介護予防・日常生活支援総合事業について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 氏 名	
基本チェックリスト実施日	
判 定 結 果	
判 定 理 由	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。